

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和6年6月13日（令和6年（行情）諮問第704号）

答申日：令和8年2月25日（令和7年度（行情）諮問第935号）

事件名：「飛行と安全」のうち特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる14文書（以下、順に「文書1」ないし「文書14」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定は、いずれも妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の概要

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和5年4月7日付け防官文第8105号及び令和6年2月16日付け防官文第2929号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各一部開示決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

##### （1）審査請求書1（原処分1）

アないしエ（略）

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

カないしク（略）

##### （2）審査請求書2（原処分2）

アないしエ（略）

オ 上記（1）オと同旨。

カ（略）

キ 他に文書がないか確認を求める。

審査請求人には確認するすべがないので、他に文書がないか念のため確認を求める。

ク（略）

### 第3 諮問庁の説明の概要

## 1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の2に掲げる14文書（本件対象文書）を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和5年4月7日付け防官文第8105号により、本件対象文書のうち、別紙の2に掲げる文書1ないし文書7及び文書8ないし文書14（表紙及び目次のみ。）について、法5条1号及び3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分1）を行った後、令和6年2月16日付け防官文第2929号により、本件対象文書のうち、別紙の2に掲げる文書8ないし文書14（表紙及び目次を除く。）について、法5条1号、3号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分2）を行った。

本件審査請求は、原処分1及び原処分2に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分1に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約1年を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求を提起されており、それらにも対応していたことから、本件諮問を行うまでに長期間を要したものである。

## 2 法5条該当性について

原処分において不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条1号、3号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とした。

## 3 審査請求人の主張について

(1) ないし(3) (略)

(4) 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条1号、3号及び6号柱書きに該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

(5) ないし(8) (略)

(9) 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。

(10) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和6年6月13日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年7月1日 審議
- ④ 令和7年12月15日 委員の交代に伴う所要の手續の実施、本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 令和8年2月17日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、3号及び6号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定及び不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

### 2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書を特定した経緯について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件対象文書は、隊員の安全意識の高揚と安全知識の向上を図り、事故の未然防止に資することを目的とした部内向けの文書として、航空自衛隊航空安全管理隊が編集し、航空幕僚監部が発行した「飛行と安全」である。

イ 本件請求文書に係る開示請求書には、「防官文第19381号（2022.8.16一本本B871）で残りの部分」及び「当該請求（2022.8.16一本本B871）で特定された後に作成されたもの全て。」と記載されていることから、その対象文書として、請求受付番号「2022.8.16一本本B871」による開示請求（以下「別件開示請求」という。）の先行決定に係る開示決定通知書で残りの部分とされた文書及び別件開示請求の開示請求受付日の翌日である令和4年8月17日から本件請求受付日である令和5年2月10日までに作成した文書を求めているものと解し、別紙の2に掲げる本件対象文書を特定した。

本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は作成・保有していない。

ウ 本件審査請求を受け、関係部署において改めて探索を行ったが、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の保有は確認できなかった。

(2) 当審査会において、本件対象文書を見分するとともに、諮問庁から提

示を受けた別件開示請求の開示決定通知書の写しを確認したところ、その内容は、諮問庁の上記（１）イの説明と符合していることが認められ、諮問庁が、上記（１）ア及びイのとおり本件開示請求の趣旨を解した上、本件対象文書を特定したとする説明に、不自然、不合理な点はない。

また、上記（１）ウの文書の探索範囲等に特段の問題があるとも認められず、他に本件対象文書以外の文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

### 3 不開示情報該当性について

- (1) 別表の「不開示とした部分」欄の記載は、原処分 of 行政文書開示決定通知書の別紙の「不開示とした部分」欄の記載と同一であり、原処分 1 の文書 6 については、「6 3 枚目から 7 1 枚目まで」を「自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報」として法 5 条 3 号に該当するため不開示とした旨の記載があった。

当審査会において、本件対象文書を見分したところ、文書 6 の 6 3 枚目及び 6 4 枚目に不開示部分は見当たらず、6 5 枚目には法 5 条 1 号により不開示とした写真の顔部分のみが不開示部分とされていることが認められた。

この点につき、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、記載の誤りであって、文書 6 の 6 3 枚目ないし 6 5 枚目に法 5 条 3 号により不開示とすべき部分はないとのことであるため、この点については判断しない。

また、当審査会において本件開示実施文書を確認したところ、原処分 1 の文書 2 の 5 1 枚目の写真の顔以外の部分及び原処分 1 の文書 6 の 3 1 枚目の「回答」欄の一部についてそれぞれマスキング処理により不開示として取り扱われている部分は、原処分 1 に係る開示決定通知書の別紙第 2 の「不開示とした部分」欄に含まれておらず、当該部分は原処分 1 においては不開示とされていないものと認めるほかないことから、当該部分の不開示情報該当性については判断しない。

- (2) 法 5 条 1 号該当性について

ア 別表の番号 1 ないし番号 3、番号 4 ないし番号 7（法 5 条 1 号及び 3 号に該当するとして不開示とした部分）及び番号 8（法 5 条 1 号、3 号及び 6 号に該当するとして不開示とした部分）について

標記の不開示部分は、自衛隊員及び民間人の写真の顔部分である。

当該部分は、法 5 条 1 号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

当審査会事務局職員をして、自衛隊員の顔写真を公にする慣行の有

無等について諮問庁に確認させたところ、諮問庁から、防衛省・自衛隊においては、自衛隊員のうち将官（将補以上の階級の者を指す。）等の顔写真については、報道の用に供するため、報道機関等に提供するなど、これを公にする慣行があるが、当該不開示部分の自衛隊員には公表慣行がなく、ウェブサイト等の他の広報資料等でも公表されていない者であるとのことであった。

上記の諮問庁の説明を踏まえると、当該部分は、法5条1号ただし書イに該当しないと認められるほか、民間人についても、その写真の顔部分を公にする慣行があると認めるべき事情は存しないことから、いずれも同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

また、当該部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、同条3号及び6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

イ 別表の番号9及び番号10、番号11ないし番号15（法5条1号及び3号に該当するとして不開示とした部分）並びに番号16（法5条1号、3号及び6号に該当するとして不開示とした部分）について

標記の不開示部分には、記事を寄稿した自衛官の経歴、入隊時期、勤続年数、特技、趣味及び年齢等に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、氏名等の記載とあいまって、記事全体が一体として法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

また、当該自衛隊員の氏名等は原処分において開示されていることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、当該部分は法5条1号に該当し、同条3号及び6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

### (3) 法5条3号該当性について

ア 別表の番号17ないし番号21、番号22ないし番号27（法5条1号及び3号に該当するとして不開示とした部分）及び番号28（法5条1号、3号及び6号に該当するとして不開示とした部分）について

標記の不開示部分には、自衛隊の組織・編成、運用及び教育訓練等に関する情報が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の態勢、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひ

いては我が国の安全を害するおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条1号及び6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

イ 別表の番号29について

標記に掲げる不開示部分には、航空事故に関する情報であって、航空自衛隊で運用する航空機の稼働状況等を類推可能な情報が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の運用能力が推察され、自衛隊の任務遂行の妨害を企てる相手方が当該態勢を踏まえた対処行動を採ることが可能となるなど、任務の効果的な遂行に支障を生じるおそれがあり、ひいては我が国の安全を害するおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

ウ 別表の番号30について

標記に掲げる不開示部分には、自衛隊の施設の配置に関する情報が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、当該施設の防御能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

エ 別表の番号31について

標記に掲げる不開示部分には、自衛隊の運用に関する情報とともに、他国に関する情報が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼすとともに、他国との信頼関係が損なわれ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(4) 法5条6号該当性について

別表の番号32（法5条1号、3号及び6号に該当するとして不開示とした部分）の不開示部分には、事故調査に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分を公にすることにより、今後、同種同様の調査に当たり、事故関係者から正確な事実の把握が困難となり、事故調査業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当し、同条1号及び3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥

当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、3号及び6号柱書きに該当するとして不開示とした各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同条1号、3号及び6号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

## 別紙

### 1 本件請求文書

『飛行と安全』のうち防官文第19381号(2022.8.16—一本本B871)で残りの部分とされた全て、及び当該請求(2022.8.16—一本本B871)で特定された後に作成されたもの全て。

### 2 本件対象文書

文書1	飛行と安全	2022年1月号(No. 784)	(表紙及び目次を除く。)
文書2	飛行と安全	2022年2月号(No. 785)	(表紙及び目次を除く。)
文書3	飛行と安全	2022年3月号(No. 786)	(表紙及び目次を除く。)
文書4	飛行と安全	2022年4月号(No. 787)	(表紙及び目次を除く。)
文書5	飛行と安全	2022年5月号(No. 788)	(表紙及び目次を除く。)
文書6	飛行と安全	2022年6月号(No. 789)	(表紙及び目次を除く。)
文書7	飛行と安全	2022年7月号(No. 790)	(表紙及び目次を除く。)
文書8	飛行と安全	2022年8月号(No. 791)	
文書9	飛行と安全	2022年9月号(No. 792)	
文書10	飛行と安全	2022年10月号(No. 793)	
文書11	飛行と安全	2022年11月号(No. 794)	
文書12	飛行と安全	2022年12月号(No. 795)	
文書13	飛行と安全	2023年1月号(No. 796)	
文書14	飛行と安全	2023年2月号(No. 797)	

別表（原処分において不開示とした部分及び理由）

番号	不開示とした部分		不開示とした理由
1	文書 1	2枚目ないし4枚目、7枚目、36枚目、37枚目、46枚目及び57枚目のそれぞれ写真の顔部分（識別が容易でないと認められるもの及び法5条1号ただし書イに該当するものを除く。）  12枚目、16枚目、20枚目、24枚目ないし27枚目、33枚目、40枚目ないし43枚目、50枚目及び51枚目のそれぞれ写真の顔部分	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人を識別することができ、又は、特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
2	文書 2	2枚目ないし4枚目、21枚目、24枚目、26枚目、57枚目及び74枚目のそれぞれ写真の顔部分（識別が容易でないと認められるもの及び法5条1号ただし書イに該当するものを除く。）  11枚目、16枚目、31枚目ないし35枚目、39枚目、43枚目及び48枚目ないし53枚目のそれぞれ写真の顔部分	
3	文書 3	2枚目、4枚目、5枚目、10枚目、14枚目、19枚目、24枚目、54枚目、59枚目、62枚目、63枚目及び86枚目のそれぞれ写真の顔部分（識別が容易でないと認められるもの及び法5条1号ただし書イに該当するものを除く。）  28枚目ないし32枚目、37枚目、42枚目及び49枚目ないし53枚目のそれぞれ写真の顔部分	
4	文書 4	3枚目ないし5枚目、11枚目、15枚目、20枚目、24枚目、34枚目、54枚目、55枚目及	

	び57枚目のそれぞれ写真の顔部分（識別が容易でないと認められるもの及び法5条1号ただし書きに該当するものを除く。）
	30枚目ないし33枚目、44枚目及び48枚目ないし51枚目のそれぞれ写真の顔部分
文書 5	2枚目ないし5枚目、35枚目、38枚目、44枚目、47枚目、63枚目及び84枚目のそれぞれ写真の顔部分（識別が容易でないと認められるもの及び法5条1号ただし書きに該当するものを除く。）
	21枚目、26枚目、31枚目、40枚目ないし43枚目、49枚目、52枚目、58枚目ないし62枚目及び68枚目のそれぞれ写真の顔部分
文書 6	2枚目ないし4枚目、16枚目、20枚目、44枚目、53枚目、65枚目及び86枚目のそれぞれ写真の顔部分（識別が容易でないと認められるもの及び法5条1号ただし書きに該当するものを除く。）
	11枚目、24枚目、28枚目ないし32枚目、39枚目、49枚目ないし52枚目及び59枚目のそれぞれ写真の顔部分
文書 7	2枚目ないし5枚目、18枚目、40枚目、42枚目、45枚目、47枚目、48枚目、50枚目ないし52枚目、63枚目及び92枚目のそれぞれ写真の顔部分（識別が容易でないと認められるもの及び法5条1号ただし書きに該

		当するものを除く。)	
		2 3 枚目、2 7 枚目ないし 3 1 枚目、3 6 枚目、3 9 枚目、4 3 枚目、4 6 枚目、4 9 枚目及び 5 8 枚目のそれぞれ写真の顔部分	
2	文書 8	原処分 1 の 3 枚目の写真の顔部分 (識別が容易でないと認められるもの及び法 5 条 1 号ただし書イに該当するものを除く。)	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人を識別することができることから、法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。
	文書 1 0	原処分 1 の 3 枚目の写真の顔部分 (識別が容易でないと認められるもの及び法 5 条 1 号ただし書イに該当するものを除く。)	
	文書 1 3	原処分 1 の 3 枚目の写真の顔部分 (識別が容易でないと認められるもの及び法 5 条 1 号ただし書イに該当するものを除く。)	
3	文書 8	2 枚目ないし 5 枚目、1 1 枚目、1 7 枚目、3 2 枚目ないし 3 6 枚目、4 1 枚目、4 3 枚目、4 4 枚目、4 6 枚目、4 7 枚目、5 5 枚目、6 1 枚目、6 4 枚目及び 8 0 枚目のそれぞれ写真の顔部分	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は、特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。
	文書 9	3 枚目ないし 5 枚目、1 6 枚目、2 5 枚目、4 0 枚目、4 5 枚目、5 6 枚目、6 0 枚目、6 9 枚目及び 8 4 枚目のそれぞれ写真の顔部分	
	文書 1 0	2 枚目ないし 5 枚目、1 7 枚目、2 0 枚目、4 0 枚目及び 6 2 枚目のそれぞれ写真の顔部分	
	文書 1 1	2 枚目ないし 5 枚目、1 3 枚目、2 0 枚目、2 4 枚目、2 9 枚目ないし 3 2 枚目、3 7 枚目、4 8 枚目、5 0 枚目ないし 5 3 枚目、5 6 枚目、5 7 枚目、7 1 枚目及び 8 6 枚目のそれぞれ写真の顔部分	

	文書 1 2	2 枚目ないし 5 枚目、1 3 枚目、 1 8 枚目、2 2 枚目、2 9 枚目ないし 3 3 枚目、3 5 枚目、3 6 枚目、4 4 枚目、 5 5 枚目、5 9 枚目、6 4 枚目、6 5 枚目、 7 7 枚目及び 9 6 枚目のそれぞれ写真の 顔部分	
	文書 1 3	1 枚目ないし 4 枚目、7 枚目、1 1 枚目、2 9 枚目、4 2 枚目、4 4 枚目、5 2 枚目、5 7 枚目、6 4 枚目、6 7 枚目、6 8 枚目及び 9 6 枚目のそれぞれ写真の顔部分	
	文書 1 4	2 枚目ないし 5 枚目、2 3 枚目、 3 4 枚目、3 5 枚目、4 1 枚目、 4 6 枚目、5 1 枚目ないし 5 5 枚目、 6 1 枚目、6 7 枚目、7 8 枚目及び 9 0 枚目のそれぞれ写真の顔部分	
4	文書 8	2 3 枚目、2 8 枚目、4 5 枚目、 5 0 枚目ないし 5 3 枚目及び 5 7 枚目のそれぞれ写真の顔部分	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は、特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、自衛隊の組織、編成等に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 1 号及び 3 号に該当するため不開示とした。
	文書 9	1 2 枚目、3 1 枚目ないし 3 4 枚目 及び 5 0 枚目ないし 5 3 枚目の それぞれ写真の顔部分	
	文書 1 0	2 5 枚目、3 6 枚目ないし 3 9 枚目、 4 4 枚目、5 2 枚目ないし 5 5 枚目、5 8 枚目、6 6 枚目及び 8 0 枚目のそれぞれ写真の顔部分	
	文書 1 1	4 9 枚目の写真の顔部分	
	文書 1 3	4 3 枚目、4 5 枚目及び 4 8 枚目 のそれぞれ写真の顔部分	
	文書 1 4	1 1 枚目、2 7 枚目、5 0 枚目及 び 6 0 枚目のそれぞれ写真の顔部 分	

5	文書 9	2 1 枚目及び3 5 枚目のそれぞれ 写真の顔部分	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は、特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、自衛隊の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条1号及び3号に該当するため不開示とした。
6	文書 9	6 4 枚目の写真の顔部分	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は、特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、自衛隊の教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条1号及び3号に該当するため不
	文書 1 3	2 0 枚目の写真の顔部分	

			開示とした。
7	文書 10	31枚目の写真の顔部分	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は、特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、自衛隊の組織、編成及び運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢及び運用能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害すおそれがあることから、法5条1号及び3号に該当するため不開示とした。
	文書 12	26枚目、39枚目及び47枚目ないし51枚目のそれぞれ写真の顔部分	
	文書 13	16枚目、25枚目ないし28枚目及び33枚目のそれぞれ写真の顔部分	
	文書 14	17枚目、32枚目、33枚目及び36枚目のそれぞれ写真の顔部分	
8	文書 14	56枚目の写真の顔部分	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は、特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、

			<p>自衛隊の組織、編成及び運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢及び運用能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあり、さらに、事故調査に関する情報であり、これを公にすることにより、今後、同種同様の調査に当たり、事故関係者からの正確な事実の把握が困難となり、事故調査業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号、3号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。</p>
9	文書 1	<p>8枚目、23枚目及び39枚目のそれぞれ一部</p> <p>12枚目、16枚目、24枚目ないし27枚目、40枚目ないし43枚目、50枚目及び51枚目のそれぞれ本文の一部</p> <p>13枚目の「2 航空大事故により経験したジレンマ」の5行目の一部</p> <p>20枚目の「1 はじめに」の3行目の3文字目及び5文字目</p> <p>30枚目の「3 2つのシキを考える」の一部</p> <p>33枚目の「1 はじめに」の本文2行目の13文字目、14文字目、16文字目及び4行目のそれ</p>	<p>個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人を識別することができ、又は、特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。</p>

	<p>ぞれ一部</p> <p>4 7 枚目の「4 失敗から学ぶ」の1行目の1 3 文字目及び1 4 文字目</p>
文書 2	<p>1 1 枚目、1 6 枚目、3 5 枚目、3 9 枚目、4 3 枚目、4 8 枚目ないし5 1 枚目及び5 3 枚目のそれぞれ本文の一部</p> <p>3 1 枚目及び3 2 枚目のそれぞれ「特技」欄の全て</p> <p>3 3 枚目の「特技」欄の全て及び下段の本文1行目の一部</p> <p>3 4 枚目の「特技」欄の全て及び下段の本文7行目の一部</p> <p>4 1 枚目、4 2 枚目、4 4 枚目及び4 5 枚目のそれぞれ一部</p> <p>5 2 枚目の「特技」欄の全て及び上段の本文1行目の一部</p>
文書 3	<p>2 8 枚目ないし3 0 枚目及び4 9 枚目のそれぞれ「特技」欄の全て</p> <p>3 1 枚目の「特技」欄の全て及び下段の本文の一部</p> <p>3 2 枚目、3 7 枚目、4 2 枚目及び5 0 枚目のそれぞれ本文の一部</p> <p>3 3 枚目、3 8 枚目及び5 1 枚目ないし5 3 枚目のそれぞれ一部</p> <p>3 5 枚目の一部（「3 無事故のために心がけてきたこと」の2行目の一部を除く。）</p> <p>4 0 枚目の一部（「5 安全を祈願」の一部を除く。）</p> <p>5 0 枚目の「特技」欄の全て及び下段の本文1行目の一部</p> <p>5 2 枚目の「特技」欄の全て及び上段の本文1行目の一部</p> <p>5 3 枚目の「特技」欄のそれぞれ全て並びに上段の本文2行目及び</p>

	下段の本文1行目の一部
文書 4	18枚目、42枚目及び45枚目のそれぞれ一部
	30枚目ないし33枚目、49枚目及び50枚目のそれぞれ「特技」欄の全て
	39枚目の「1 はじめに」の本文の一部
	44枚目の本文の一部
	48枚目及び51枚目のそれぞれ「特技」欄の全て及び下段の本文の一部
文書 5	21枚目、26枚目、31枚目、52枚目及び68枚目のそれぞれ本文の一部
	40枚目ないし42枚目、58枚目、59枚目及び62枚目のそれぞれ「特技」欄の全て
	43枚目及び60枚目のそれぞれ「特技」欄の全て及び上段の本文の一部
	49枚目の「1 はじめに」の本文2行目の一部
	61枚目の写真の一部（写真の顔部分を除く。）及び「特技」欄の全て並びに上段及び下段の本文のそれぞれ一部（下段の本文1行目の4文字目ないし7文字目、37文字目及び38文字目並びに本文2行目の1文字目及び2文字目を除く。）
文書 6	11枚目の「1 はじめに」の本文1行目の一部
	12枚目の「3 BPOは終わりではなく格納まで」の本文2行目の24文字目
	14枚目の「4 安全管理を阻害

	する要因」の本文の一部
	24枚目の「1 はじめに」の本文1行目及び2行目の34文字目及び35文字目
	28枚目ないし30枚目のそれぞれ「特技」欄の全て
	31枚目及び50枚目のそれぞれ写真の一部（写真の顔部分を除く。）、「特技」欄の全て及び本文の一部
	32枚目、39枚目及び59枚目のそれぞれ本文の一部
	35枚目、38枚目、40枚目及び72枚目のそれぞれ一部
	49枚目の「特技」欄の全て及び本文の一部
	51枚目の「特技」欄の全て及び上段の本文2行目の一部
	52枚目の「特技」欄の全て及び本文の一部（上段及び下段の本文1行目のそれぞれ一部を除く。）
文書 7	8枚目、41枚目、44枚目及び61枚目のそれぞれ一部
	23枚目、31枚目、36枚目、39枚目及び58枚目のそれぞれ本文の一部
	27枚目及び29枚目のそれぞれ「特技」欄の全て
	28枚目及び30枚目のそれぞれ「特技」欄の全て及び本文の一部
	43枚目の「3 ゆうき（＝勇氣）について」の3行目の一部
	46枚目の下段の2行目の14文字目ないし18文字目及び3行目の4文字目
	49枚目の本文の2行目の9文字目

10	文書 8	17枚目、24枚目、43枚目及び47枚目のそれぞれ一部（写真の顔部分を除く。）	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は、特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
		32枚目ないし35枚目の「特技」欄の全て、34枚目及び35枚目の下段の本文の一部並びに34枚目の下段の写真（写真の顔部分を除く。）	
	文書 9	6枚目、10枚目、25枚目、30枚目、39枚目、40枚目及び45枚目ないし48枚目のそれぞれ一部（写真の顔部分を除く。）	
	文書 10	20枚目、29枚目及び40枚目のそれぞれ一部（写真の顔部分を除く。）	
	文書 11	8枚目ないし11枚目、13枚目、16枚目、20枚目、23枚目ないし25枚目、42枚目、44枚目、57枚目及び61枚目のそれぞれ一部（写真の顔部分を除く。）	
		29枚目ないし32枚目の「特技」欄の全て	
		48枚目及び50枚目ないし52枚目の「特技」欄の全て	
		50枚目ないし52枚目の本文の一部及び51枚目の上段の写真（写真の顔部分を除く。）	
	文書 12	18枚目、22枚目、33枚目、44枚目及び55枚目のそれぞれ一部（写真の顔部分を除く。）	
		29枚目ないし32枚目の「特技欄」の全て及び本文の一部	
文書 13	13枚目、19枚目、29枚目、32枚目、36枚目、38枚目、39枚目、41枚目及び56枚目ないし59枚目のそれぞれ一部		

		(写真の顔部分を除く。)	
		4 2 枚目及び4 4 枚目の「特技」欄の全て並びに本文の一部	
	文書 1 4	1 9 枚目、2 3 枚目、4 1 枚目、4 6 枚目、4 8 枚目、5 1 枚目ないし5 3 枚目、6 1 枚目及び6 7 枚目のそれぞれ一部（写真の顔部分を除く。）	
		3 4 枚目及び3 5 枚目の「特技」欄の全て並びに3 5 枚目の本文の一部	
1 1	文書 1	1 3 枚目の「2 航空大事故により経験したジレンマ」の1 1 行目及び1 6 行目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人を識別することができ、又は、特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、自衛隊の組織、編成等に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条1号及び3号に該当するため不開示とした。
1 2	文書 8	2 8 枚目の「1 はじめに」の本文2 行目の3 2 文字目及び3 4 文字目並びに3 行目の一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は、特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害する
		5 0 枚目ないし5 3 枚目のそれぞれ「特技」欄の全て	
		5 0 枚目の写真の説明の一部	
		5 1 枚目の上段の本文1 行目、2	

	<p>行目及び5行目並びに下段の本文1行目及び4行目のそれぞれ一部</p> <p>52行目の下段の本文3行目ないし5行目のそれぞれ一部</p> <p>53枚目の上段の本文の一部及び下段の本文6行目の一部</p> <p>57枚目の本文2行目の一部</p> <p>58枚目の本文28行目の31文字目</p>	<p>おそれがあるとともに、自衛隊の組織、編成等に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条1号及び3号に該当するため不開示とした。</p>	
文書 9	<p>31枚目ないし34枚目のそれぞれ「特技」欄の全て</p> <p>33枚目の上段の本文2行目の一部</p> <p>50枚目ないし53枚目のそれぞれ「特技」欄の全て及び本文の一部</p>		
	文書 10		<p>25枚目の本文2行目及び3行目のそれぞれ一部</p> <p>36枚目ないし39枚目のそれぞれ「特技」欄の全て、36枚目ないし38枚目の「回答」欄の一部並びに36枚目及び37枚目の本文の一部</p> <p>44枚目の本文2行目の一部及び3行目の2文字目</p> <p>52枚目ないし55枚目のそれぞれ「特技」欄の全て及び本文の一部</p> <p>54枚目上段の写真の顔部分以外の不開示部分</p> <p>58枚目の本文2行目の30文字目及び32文字目並びに7行目の一部</p> <p>59枚目の本文3行目の一部</p>
			文書 11
文書			<p>43枚目の「特技」欄の全て及び</p>

1 3	本文の一部	
	4 5 枚目の「特技」欄の全て	
	6 0 枚目の本文 5 行目、2 5 行目及び 2 7 行目のそれぞれ一部	
文書 1 4	5 0 枚目の「特技」欄の全て	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は、特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、自衛隊の組織、編成に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 1 号及び 3 号に該当するため不開示とした。
1 3 文書 9	1 3 枚目の本文 3 行目の一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は、特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、自衛隊の組織、編成及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢、能力及び練度が推察

			され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条1号及び3号に該当するため不開示とした。
14	文書 9	21枚目の本文3行目の11文字目	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、自衛隊の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害することから、法5条1号及び3号に該当するため不開示とした。
	文書 10	48枚目の「1 はじめに」の一部 49枚目の本文2行目の一部	
15	文書 12	39枚目の本文2行目の一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は、特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、自衛隊の組織、編成及び運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢及
		47枚目ないし50枚目のそれぞれ「特技」欄の全て	
		47枚目及び49枚目の本文の一部	
		48枚目の下段の本文1行目の7文字目ないし10文字目	
		51枚目の本文2行目及び4行目のそれぞれ一部	
	文書 13	16枚目の本文2行目及び5行目のそれぞれ一部 25枚目ないし28枚目のそれぞれ	

		れ「特技」欄の全て	び運用能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するあることから、法5条1号及び3号に該当するため不開示とした。
		27枚目の本文の一部	
		30枚目の3行目の一部	
		31枚目の25行目の一部	
	文書 14	17枚目の本文2行目及び13行目のそれぞれ一部	
		32枚目の「特技」欄の全て及び上段の本文の一部	
		33枚目の「特技」欄の全て及び下段の本文の一部	
16	文書 14	56枚目の本文2行目ないし5行目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、自衛隊の組織、編成及び運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢及び運用能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあり、さらに、事故調査に関する情報であり、これを公にすることにより、今後、同種同様の調査に当たり、事故関係者からの正確な事実の把握が困難となり、事故調査業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号、3号及び6号柱書き

			に該当するため不開示とした。
17	文書 1	19枚目及び66枚目のそれぞれ一部	自衛隊の組織、編成等に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
		20枚目の「1 はじめに」の3行目の一部（3文字目及び5文字目を除く。）	
		30枚目の一部（「3 2つのシキを考える」の一部を除く。）	
		33枚目の「1 はじめに」の本文2行目の27文字目ないし30文字目及び3行目のそれぞれ一部	
		36枚目、37枚目及び46枚目のそれぞれ一部（写真の顔部分を除く。）	
		47枚目の「4 失敗から学ぶ」の1行目の「隊の」の後ないし「幹部に」の前	
文書 2	17枚目ないし19枚目、25枚目、54枚目ないし56枚目及び66枚目のそれぞれ一部	自衛隊の組織、編成等に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。	
	21枚目、24枚目及び26枚目のそれぞれ一部（写真の顔部分を除く。）		
	31枚目及び32枚目のそれぞれ一部（写真の顔部分及び「特技」欄の全てを除く。）		
	33枚目の一部（写真の顔部分、「特技」欄の全て及び下段の本文1行目の一部を除く。）		
	34枚目の一部（写真の顔部分、「特技」欄の全て及び下段の本文7行目の一部を除く。）		
	52枚目の一部（写真の顔部分、「特技」欄の全て及び上段の本文1行目の一部を除く。）		
文書	1枚目、21枚目、34枚目及び		

3	60枚目のそれぞれ一部
	30枚目の一部（写真の顔部分及び「特技」欄の全てを除く。）
	35枚目の「3 無事故のために心がけてきたこと」の2行目の一部
	40枚目の「5 安全を祈願」の一部
	49枚目の一部（写真の顔部分及び「特技」欄の全てを除く。）
	50枚目の一部（写真の顔部分、「特技」欄の全て及び下段の本文1行目の一部を除く。）
	52枚目の一部（写真の顔部分、「特技」欄の全て及び上段の本文1行目の一部を除く。）
	53枚目の一部（写真の顔部分及び「特技」欄のそれぞれ全て並びに上段の本文2行目及び下段の本文1行目のそれぞれ一部を除く。）
	62枚目の一部（写真の顔部分を除く。）
文書 4	1枚目、12枚目及び27枚目のそれぞれ一部
	15枚目、20枚目、54枚目及び57枚目のそれぞれ一部（写真の顔部分を除く。）
	30枚目ないし33枚目、49枚目及び50枚目のそれぞれ一部（写真の顔部分及び「特技」欄の全てを除く。）
	39枚目の「2 音楽隊について」の本文の一部

	4 8 枚目及び5 1 枚目のそれぞれ一部（写真の顔部分、「特技」欄の全て及び下段の本文の一部を除く。）
文書 5	1 1 枚目、3 5 枚目、3 6 枚目、6 4 枚目、6 5 枚目、7 4 枚目及び7 7 枚目のそれぞれ一部（写真の顔部分を除く。）
	4 0 枚目ないし4 2 枚目及び6 2 枚目のそれぞれ一部（写真の顔部分及び「特技」欄の全てを除く。）
	4 3 枚目の一部（写真の顔部分、「特技」欄の全て及び上段の本文の一部を除く。）
	4 9 枚目の「1 はじめに」の本文6 行目ないし8 行目及び「2 1 輸空隊の特性」の1 行目のそれぞれ一部
	6 1 枚目の下段の本文1 行目の4 文字目ないし7 文字目、3 7 文字目及び3 8 文字目並びに本文2 行目の1 文字目及び2 文字目
文書 6	1 1 枚目の一部（写真の顔部分及び「1 はじめに」の本文1 行目を除く。）
	1 2 枚目の一部（「B P Oは終わりではなく格納まで」の本文2 行目の2 4 文字目を除く。）
	1 3 枚目、5 4 枚目、7 6 枚目及び8 5 枚目のそれぞれ一部
	1 4 枚目の「3 B P Oは終わりではなく格納まで」の本文の一部
	2 4 枚目の「1 はじめに」の本文2 行目の一部（3 4 文字目及び3 5 文字目を除く。）
	2 8 枚目ないし3 0 枚目のそれぞれ

		れ一部（写真の顔部分及び「特技」欄の全てを除く。）	
		3 1 枚目の「所属」欄の全て	
		5 1 枚目及び5 2 枚目の上段及び下段の本文1 行目のそれぞれ一部	
		5 3 枚目の「1 はじめに」の一部	
文書 7		2 6 枚目及び3 3 枚目のそれぞれ一部	
		4 6 枚目の一部（写真の顔部分並びに下段の2 行目の1 4 文字目ないし1 8 文字目及び3 行目の4 文字目を除く。）	
		4 9 枚目の一部（写真の顔部分及び本文の2 行目の9 文字目を除く。）	
		5 2 枚目の本文の一部	
文書 8		3 0 枚目及び5 9 枚目のそれぞれ一部	
文書 9		8 2 枚目の一部	
文書 1 0		3 2 枚目ないし3 4 枚目、4 1 枚目、4 5 枚目、6 7 枚目及び6 9 枚目のそれぞれ一部	
文書 1 1		1 4 枚目及び3 3 枚目のそれぞれ一部	
文書 1 2		2 3 枚目、4 0 枚目ないし4 2 枚目、5 2 枚目、5 4 枚目及び9 1 枚目のそれぞれ一部	
文書 1 3		9 枚目及び1 8 枚目のそれぞれ一部	
文書 1 4		1 2 枚目、1 6 枚目、3 1 枚目及び3 7 枚目のそれぞれ一部	
1 8	文書 1	9 枚目の一部	自衛隊の教育・訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自

			衛隊の能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
	文書 9	18枚目、19枚目、65枚目ないし67枚目、71枚目及び72枚目のそれぞれ一部	自衛隊の教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
19	文書 6	63枚目ないし71枚目のそれぞれ一部	自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
	文書 7	43枚目の「3 ゆうき (= 勇氣) について」の5行目の一部	
20	文書 8	31枚目、75枚目及び76枚目のそれぞれ一部	自衛隊の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害す

			るおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
	文書 9	75枚目の一部	自衛隊の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
	文書 10	71枚目及び72枚目のそれぞれ一部	
	文書 11	81枚目及び82枚目のそれぞれ一部	
	文書 12	28枚目、34枚目、37枚目、38枚目、87枚目及び88枚目のそれぞれ一部	
	文書 13	51枚目、93枚目及び94枚目のそれぞれ一部	
	文書 14	57枚目ないし59枚目、85枚目、87枚目及び88枚目のそれぞれ一部	
21	文書 9	76枚目の一部	自衛隊の組織、編成等に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあるとともに、自衛隊の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
22	文書	13枚目の「2 航空大事故によ	個人に関する情報であ

	1	り経験したジレンマ」の11行目及び16行目のそれぞれ一部	り、これを公にすることにより、特定の個人を識別することができ、又は、特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、自衛隊の組織、編成等に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条1号及び3号に該当するため不開示とした。
23	文書 8	23枚目の一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は、特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、自衛隊の組織、編成等に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条1号及び3号に該当するため不開示とした。
		28枚目の「1 はじめに」の本文2行目の4文字目ないし9文字目及び「2 部隊概要等」の一部	
		45枚目の一部	
		50枚目ないし53枚目のそれぞれ「所属」欄の一部	
		50枚目の本文の一部	
		51枚目の上段の本文3行目及び8行目のそれぞれ一部及び写真の一部	
		53枚目の下段の本文1行目及び8行目のそれぞれ一部	
		57枚目の本文3行目の一部	
		58枚目の本文28行目の23文字目ないし25文字目	
	文書 9	12枚目の本文の一部	
		31枚目ないし34枚目のそれぞれ「所属」欄の全て	

	3 2 枚目及び3 4 枚目の本文の一部
	5 0 枚目ないし5 3 枚目のそれぞれ「所属」欄の全て
文書 1 0	2 5 枚目の本文5 行目及び6 行目のそれぞれ一部
	3 6 枚目ないし3 9 枚目のそれぞれ「所属」欄の一部並びに3 8 枚目及び3 9 枚目の本文の一部
	4 4 枚目の本文3 行目の2 4 文字目ないし3 1 文字目
	5 0 枚目の6 行目の一部
	5 2 枚目ないし5 5 枚目のそれぞれ「所属」欄の一部
	5 3 枚目の下段の写真の一部（顔部分を除く。）
	5 4 枚目の上段の写真の一部（顔部分を除く。）
	5 8 枚目の本文2 行目の6 文字目ないし1 0 文字目及び1 3 文字目ないし1 5 行目並びに4 行目の一部
	5 9 枚目の本文7 行目の一部
	6 6 枚目の本文2 行目の一部
	8 0 枚目の一部（写真の顔部分を除く。）
文書 1 1	4 9 枚目の本文下段の2 行目の1 6 文字目並びに3 行目ないし5 行目及び7 行目のそれぞれ一部
文書 1 3	4 3 枚目の下段の本文の一部
	4 5 枚目の「所属」欄の一部及び下段の本文の1 行目ないし4 行目のそれぞれ一部
	4 8 枚目の一部（写真の顔部分を除く。）
	6 0 枚目の本文5 行目及び2 4 行目のそれぞれ一部

	<p>文書 14</p>	<p>11枚目、27枚目及び60枚目のそれぞれ一部（写真の顔部分を除く。）</p> <p>50枚目の下段の本文1行目の一部</p>	<p>個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は、特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、自衛隊の組織、編成に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条1号及び3号に該当するため不開示とした。</p>
<p>24</p>	<p>文書 9</p>	<p>13枚目の本文5行目及び10行目のそれぞれ一部</p>	<p>個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は、個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、自衛隊の組織、編成及び教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条1号及び3号</p>

			に該当するため不開示とした。
25	文書 9	21枚目の本文3行目の30文字目ないし36文字目及び4行目の1文字目ないし8文字目	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は、個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、自衛隊の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条1号及び3号に該当するため不開示とした。
		35枚目の一部（写真の顔部分を除く。）	
	文書 10	48枚目の「2 派遣作業での教訓」の一部	
		49枚目の本文3行目の一部	
26	文書 9	64枚目の一部（写真の顔部分を除く。）	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、自衛隊の教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条1号及
	文書 13	20枚目の一部（写真の顔部分を除く。）	

			び3号に該当するため不開示とした。
27	文書 10	31枚目の一部（写真の顔部分を除く。）	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は、特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、自衛隊の組織、編成及び運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢及び運用能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するあることから、法5条1号及び3号に該当するため不開示とした。
	文書 12	26枚目の一部（写真の顔部分を除く。）	
		39枚目の本文8行目及び9行目のそれぞれ一部	
		47枚目ないし50枚目のそれぞれ「所属」欄の全て	
		48枚目の下段の本文の1行目の20文字目ないし22文字目	
		51枚目の本文16行目及び20行目のそれぞれ一部並びに17行目ないし19行目のそれぞれ全て	
	文書 13	16枚目の本文8行目及び9行目のそれぞれ一部	
		25枚目ないし28枚目のそれぞれ「所属」欄の一部	
		27枚目の下段の本文1行目の一部	
		30枚目の9行目及び10行目のそれぞれ一部	
		31枚目の3行目及び12行目のそれぞれ一部	
		33枚目の一部（写真の顔部分を除く。）	
	文書 14	17枚目の本文12行目、15行目及び欄外の注釈のそれぞれ一部	
		32枚目の下段の本文1行目の一部	
33枚目の上段の本文1行目の一部			
36枚目の一部（写真の顔部分を除く。）			
28	文書 14	56枚目の執筆者の肩書及び「2（1）整備エラーの発生」のそれ	個人に関する情報であり、特定の個人を識別す

		<p>ぞれ一部</p>	<p>ることができ、又は、特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、自衛隊の組織、編成及び運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢及び運用能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあり、さらに、事故調査に関する情報であり、これを公にすることにより、今後、同種同様の調査に当たり、事故関係者からの正確な事実の把握が困難となり、事故調査業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号、3号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。</p>
29	文書 5	14枚目の一部	<p>航空自衛隊の航空事故に関する情報であり、これを公にすることにより、航空機の事故件数等が明らかとなり、航空自衛隊で運用する航空機の機体損壊率及び稼働状況が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の</p>

			安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
30	文書 11	1枚目の一部	自衛隊の施設の配置に関する情報であり、これを公にすることにより、当該施設の防御能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
31	文書 9	14枚目、57枚目及び58枚目のそれぞれ一部	自衛隊の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼすとともに、他国に関する情報であり、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

3 2	文書 1 4	5 6 枚目の本文 7 行目及び 8 行目のそれぞれ一部。	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、自衛隊の組織、編成及び運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢及び運用能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあり、さらに、事故調査に関する情報であり、これを公にすることにより、今後、同種同様の調査に当たり、事故関係者からの正確な事実の把握が困難となり、事故調査業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 1 号、3 号及び 6 号柱書きに該当するため不開示とした。
-----	-----------	-------------------------------	---

※当審査会事務局において整理した。

※当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、以下のとおり補足して説明した。

- ・本表の番号 9 の文書 1 の「5 1 枚目の本文の一部」は正確には写真の説明の一部である。
- ・本表の番号 9 の文書 6 の 2 4 枚目の「1 はじめに」の「1 行目」となっているが、その一部が不開示である。
- ・本表の番号 1 7 の文書 5 の 4 9 枚目の 7 行目は、行政文書開示決定通知書では「一部」であるが、「全て」が正しい。

